

裁判員経験者の意見交換会議事録（平成30年2月13日開催分）

司会者：本日はお忙しい中、意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。
います。

この会は、裁判員、補充裁判員を担当された皆さまの御苦勞、御意見等を率直にお話しいただきまして、今後の裁判員裁判に反映させ、裁判員裁判をより良いものとするを目的とするものです。辛口のコメントも大歓迎です。で、忌憚のない御意見をお待ちしております。

それでは、改めまして自己紹介をさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます武田と申します。これまで5年半近く、裁判長として裁判員裁判に携わってまいりました。その中で裁判員や補充裁判員の方から、多様な社会経験に根ざした貴重な御意見を頂戴し、はっという気付きをいただくことも多々ございました。本日も貴重な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

白井検察官：大阪地方検察庁堺支部検事の白井と申します。平成28年4月から堺支部に着任いたしまして、裁判員裁判を含む公判を担当しております。よろしく願いいたします。

櫻井裁判官：裁判官の櫻井です。裁判官になって10年目に入りました。他庁でも裁判員裁判に携わってまいりましたが、4月から当支部に来ております。皆様の忌憚のない御意見を伺って今後に活かしてまいりたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

唐崎弁護士：大阪弁護士会の弁護士の唐崎と申します。四、五年ぐらい前にも参加させてもらったことがあるのですが、そのときは弁護人に対する厳しい意見がたくさんありました。4年経ちますと弁護人も進歩しているのではないかと期待して、本日は来ています。厳しい意見を言っていただいて全然構いませんので、よろしく願いします。

司会者：では意見交換に入らせていただきます。

まず最初に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただいた御感想をお伺いしたいと思います。では、1番の方からお伺いしてもいいですか。

裁判員経験者1：私は裁判員制度ができたときから興味を持っていました。元々ドラマが大好きなので、裁判もののドラマとかを見て興味を抱いていたという程度なんですけれども、多分、人生の中で経験できない人の方が多いと思うので、もし回ってくるのであれば是非とも参加させていただこうというつもりでした。実際に参加させていただいて、とても良い経験になったと思います。私は今、専業主婦なのですが、専業主婦をしているとどうしても社会とのつながりが限られてくるので、裁判員の経験を通じて社会に復帰できているなど感じました。

司会者：ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：通知が来たときは、こんなことを言ったら怒られるかもしれないですけど、昔、戦争のときに赤紙が来たというのはこんな感覚なのかなと思いました。裁判というものの知識がないですし、それでも、国民がやらなければいけないという形になっていますので、すごく重く受けとめていました。仕事なんかも全部自分で整理して、仕事を休んで裁判員に臨まなければいけないというふうに思っていました。本当は忙しいのでなかなか来れないんですけど、最後までいろいろ見ていこうと思いましたので参加させていただきました。裁判員を経験したことは、自分にとってすごく勉強になりましたし、自分の人生に影響を与えているということについては、これはもう揺るがない事実だと思います。

司会者：ありがとうございます。今回来ていただくに当たっても、いろいろと日程調整をしていただいたということですが、本日のテーマにも関わるところで、お仕事を持たれていますと日程調整をされる際にどのような御苦勞がありますでしょうか。

裁判員経験者2：私は休みが余りとれない仕事で管理職的なところもやっていますのでなかなか休めないんです。今回は、裁判員の件でまたちょっと休みます

という形で、仕事は調整して休みを取りました。

司会者：お忙しい中、本当にありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：裁判員なんて自分には全く関係ないんだろうなという感覚だったので、裁判所から通知が来たときには、何か悪いことをしたんちゃうかというのが家族の第一声でした。まさか自分が裁判員に選ばれるなんてというような状況から始まったところです。

選任手続では、こんなに人がいるんだしどうせ自分は当たらないだろうと、どっちかという軽い感覚で来たのですが、抽選に当たり、その日の午後から裁判に入り、ちょっと気持ちの整理がつかない部分もありましたが、一気に現実の裁判に入って行って、個人的には怒涛の数日間でした。

感想としては、本当に良い経験になったと思っています。自分の意見がここまで他人の人生を左右するような状況というのはなかなかないことなので、真剣に考え、真剣に発言しました。ですので、そのときの経験をもとに、仕事や家庭においても、言葉選びだったり、自分が考えるべきところを言葉や態度でしっかり示すというところだったり、裁判員裁判を経験したことで勉強になったということもあります。

司会者：ありがとうございました。評議における発言や意見の言い方といった面が、御自身の社会生活の中で役立っているということですね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：裁判員の御経験が、皆様方の日常生活にお役立ちになるということになれば、非常にうれしいことだと思います。では4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者4：最初の通知が来てから抽選があるまで結構間があったんですけど、この日程で行けますかっていう通知が来たときに、自分のスケジュールを確認してちょうど行けるなっていうのがあったので、応募してみようと思って行ったところ、当たりました。こんなに考えることはないというぐらい一生懸命考えましたが、そういうことも含めて、本当にお金を出してもできない経験

ができたかなと思っています。

司会者：ありがとうございます。それでは5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：私は今回裁判員に選ばれるまでは、外国等で実施されているような、素人が参加する裁判員裁判という制度が日本へ入ってきて、何でだろうという感じだったんです。1番の方がおっしゃったように、映画とかを見ているものですから、素人が参加すると、どちらかへ意見が偏ったりとかしないのかな、どうなのかなと思っていました。会場へ伺ったときにも、気持ちがちょっと否定的な方向で入ったものですから、抽選に当たりそうだなと思ったら当たって、正直な話、すごく憂鬱でした。ただ、当たって参加させていただいた感想としては、日程的に短かったこともあるのと、私が担当した事件が殺人ではなかったということで、あとで引きずるものは少なかったと思います。結果としては良い経験だったと思います。

司会者：ありがとうございます。

皆様、裁判員、補充裁判員を御経験された感想として、肯定的な御意見をいただけてうれしく思っております。少し、ここで伺ってみたいのですが、私は最初から裁判員をやってみたかったという方は何人いらっしゃいますか。先ほど、1番の方からはそのようにお伺いしましたが、1番の方以外で最初から積極的にやってみたいと思っていたという方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませんか。この辺りは、どこかにネックがあるのではないかと思うのですが、3番の方はどういったところにネックがありましたか。

裁判員経験者3：ネックはやはり平日の昼間なので、仕事との兼ね合いかなと思います。それがなければ参加してもいいなというのは思っていました。私の会社は上司がよしとすれば比較的休みが取りやすいところだったので、スケジュール的には問題なかったんですけれども、他の会社の方とか御家族の関係でスケジュールの都合がつけにくい場合は参加しにくいのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。次につながるような御意見をいただきましたが、本日のメインテーマである、裁判員として参加しやすい選任手続や審理、

評議の日程等について御意見を伺いたいと思います。

皆様に思い出していただきたいのですが、裁判員の名簿に載りましたよという御案内が11月ころに届き、その後しばらくしてこの事件の裁判員候補者になりましたので裁判所に来てくださいという連絡があったかと思います。そこでは具体的な日付が書いてあって、裁判員に選任された場合にはこれらの日に裁判に参加していただきますということになっていたと思います。ここにいらっしゃる皆様は審理、評議の期間が4日ないし5日の方々ですが、参加するに当たって、どのように日程を調整されたかですとか、その際、どのような御苦労があったかについて教えていただけたらと思います。また、こういった点を工夫すれば、もっと参加しやすくなるのではないかということがあれば、是非とも御意見をおっしゃってください。

それでは、5番の方からお願いいたします。

裁判員経験者 5：私はフルタイムで働いていたわけではないので、比較的スケジュールの調整はしやすかったです。フルタイムの方の場合どうなのかというのは分からないんですけども、土日へ持ってきたらいいというわけでもないような気がするんですね。日程等を具体的にどうしたらいいかというのはちょっと分からないですけども、余り長くない方がいいかなとは思っています。

司会者：5番の方は、フルタイムではないけれどもお勤めをされているということで、まとまった日程を確保するという点ではいかがでしたか。

裁判員経験者 5：仕事は週に二、三日でしたので、抽選で当たってから連絡を入れて、こういうことで引き受けられないんですということで済みました。

司会者：職場の周りの方に協力していただけたということですか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：それでは4番の方はいかがですか。

裁判員経験者 4：私の場合、仕事ではなく、簡単に言ったらボランティア活動なんですけど、仕事ではないけど責任はあるので、やっぱり先に日程が空いているかどうかを確認して、それだったらできるということで抽選に伺いました。

たくさんの仲間もいますので、やっぱり迷惑がかからないように、どちらを優先するかというのが一番のネックだと思います。担当した事件は5日ほどで、日程が短かったというのもありますけどね。私の場合、やっぱり家に帰っても裁判の話がずっと頭から離れなくて、自分なりに一生懸命考えるので精神的に結構疲れました。ですので、間に1日休みがあって良かったです。

司会者：今、4番の方のスケジュールを確認させていただきますと、月曜日、火曜日と裁判をして、水曜日がお休みで、木曜日から評議が始まったという日程だったようです。途中で中休みがあった方が気分的に楽になったということでしょうか。

裁判員経験者4：はい、そんな感じですよ。私の場合、1日休みがあったおかげで、次からもまた一生懸命考えられるという状態になれたので本当に良かったと思います。

司会者：3番の方はいかがですか。

裁判員経験者3：個人的には、抽選の日というのが要らないのではないかと思います。例えば通知が来たら必ず裁判員として行かなければならないという方が、1日無駄にならないというか、実際、抽選が当たるか当たらないかで、その後のスケジュール組みというのは全然変わってきますよね。また、日程は、週をまたぐのではなくて、1週間の中で収めてほしいと感じました。裁判員に選ばれるかそうでないかが分からないのにその後の休みのことを考えて、仕事や家庭の調整をするというのは結構面倒くさいですし、結局選ばれなかったときには結局やり損になってしまうと思うんです。

司会者：ありがとうございました。

最初から、あなたが裁判員に選ばれましたという通知をしていただければ、裁判所まで来て抽選する必要はないのではという御意見ですか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：それと、できれば週をまたがない日程の方が望ましいというお話しでしたが、3番の方のスケジュールを確認させていただきますと、水曜日、木曜

日、金曜日と審理があつて、月曜日に評議があつて、その後木曜日に判決となっています。週をまたいだ場合、こういった点で都合がつけづらいのでしょうか。

裁判員経験者 3：私は大丈夫だったんですけれども、友人の会社の場合、まとめて1週間休みを取らないといけないことがあるそうです。また、5日間まとめて審理及び評議をするというのは、ちょっと難しいかなと思うんですが、4日間なら、例えば、月曜日と火曜日で、水曜日は休んで、木曜日と金曜日という形であれば働いている人にとってはありがたいなと感じました。

司会者：そうしますと、審理の期間としても、1週間のできるようなコンパクトな審理でなければいけないということになるんでしょうかね。。

裁判員経験者 3：そうですね。審理の内容によっては4日間や5日間に収まらないものや、間を空けないといけないものもあることは致し方ないと思うのですが、それぐらいコンパクトに収まるならありがたいです。また、例えば、審理や評議が午前中で終わるといような日はちょっと中途半端なので、やるのだったらまとめていただいた方がやりやすいです。

司会者：皆様それぞれ、お仕事の都合や休みのとり方もあろうとは思いますが、仕事をされている身としては、日程はぐっとまとめていただいた方が良いという御意見ですね。ありがとうございます。

2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私は、自分の都合、仕事の都合よりも、呼出しを受けたんだからしっかりやらなければならないという気持ちでした。上司の何人かに相談して、仕事を休めるように手配して、何かで、本当にその人でないといけない都合がなければ辞退できないみたいなことを読んだような気もしたので、仕事を休んでも行かなければいけないという気持ちが働きました。

司会者：法律できちんとした理由がない限りは来ていただくことになっていますとはっきりと書いてくれていることで、上司を説得しやすかったということでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。自分でもそういうふうに思っていましたし、上司にも、抽選はありますけど裁判員に行かなければいけないんですと話をしてから、じゃあ、ちゃんと仕事の整理をして行ってくださいねということになりました。

司会者：裁判員選任手続では、必ずしも裁判員として選ばれるわけではない。そのような中でスケジュールを調整していただくということになると思います。そのような中途半端な状態で事前に日程調整をしていただくことについて、2番の方と3番の方は苦勞されたことはないですか。

2番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者 2：それはいいですね。ちょうどこの時期は、自分がその仕事に出なければいけないというような時期ではなかったもので、それはなかったです。

司会者：3番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：事前に日程が分かっている、その日を外すように調整したので、その辺りは問題ありませんでした。裁判員に当たらなかったときは逆に予定が空くので、その調整した苦勞が無駄だったじゃないかという感覚になる人もいらっしゃるかなと思います。

司会者：本日来ていただいている皆様は事前にお仕事等の調整をして来ていただいたということで、非常にありがたく思っております。

裁判員経験者 1：私は仕事はしていないので、調整が必要なのは家族だけでした。子供がいるんですけども、もう社会人になっておりますので、悪いけどその日は御飯やお弁当の準備ができないよという程度の調整で済みました。ただ、もし子供が小学生や中学生だったら、やっぱりその場合は、私は参加できなかった、お断りしていたと思います。

日程については、抽選に来てから週末を挟んだのですが、週末を挟んでいただいたことすごく落ちつけたので、私にとっては良かったです。審理は4日間続けてだったのですが、私はいいペースでさせていただいたと思っています。

司会者：ありがとうございます。

今回御参加していただいている皆様方は、比較的審理日数が短い事件を御担当いただいたと思いますが、ここからは想像になってしまうのですが、何日までだったら裁判員として審理に参加できるのか、皆様方の率直な御意見をお伺いできればと思います。

4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：そうですね、7日ぐらいですかね。だから新聞やニュースですごく長い間行われている裁判員裁判なんかを見ると、あれは私には無理だなんて思いました。あと、殺人事件のような重い事件で長くなると、精神的に疲れ過ぎるかなっていうのはあります。

司会者：今、うなずかれていましたが、5番の方も同じようなお考えですか。

裁判員経験者5：はい。私が担当した事件も1週間以内だったので、肉体的にも精神的にもそこまで大変ではなかったと思います。なので、1週間ぐらいまでですかね。どちらかというところ、期間というよりは、殺人事件のような重いものだと、引きずり過ぎてしまうかもしれないので、ちょっとしんどいかなと思います。

司会者：日数の問題というよりも、事件の重さということなんではないでしょうか。できれば重い事件は担当したくないとお考えの方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者3：私が携わった事件は、皆さんがおっしゃられているような重い内容の事件ではありませんでしたので、そういう気持ちが正直分らないところはあるのですが、自分のことではなく、全くの赤の他人のことを一生懸命考えるというのは、やっぱりしんどいところがありました。重い、重くないにかかわらず、余り長くはしたくないと思います。

司会者：2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：何日が適当ですかと聞かれても、ちょっと答えにくいですね。10日間であろうと14日間であろうと、やるからにはやるしかないかなと思うので。ただ、やっぱりそれだけかかったら仕事にも支障が出ると思います。

司会者：2番の方の御勤め先であれば、どの程度の期間なら調整が可能と思われますか。

裁判員経験者2：時期にもよりますし、私は現在、比較的管理職的な立場なので、ある程度休めたりはするんですけど、現場の人間だったらやっぱり1週間も空けられないのではないかと思います。

司会者：1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私の場合、日程調整は比較的簡単なんですけれども、個人的に体がもともと丈夫じゃない方なので、裁判の最中にも裁判長から体調が悪い方はおられませんかってお気遣いをいただいて、そのときは平気でそこまで気を遣っていただかなくてもいいのになって思っていたんですけど、いざ裁判が終わった次の日に体調を崩しました。自分では負担に思っていなかったのに、精神的にも肉体的にもどこかで疲労困ぱいしていたんだなと思いました。ですので、日程的に何日までいけるかというのは分からないです。

司会者：日程的な問題もそうですけれども、扱ってる事件自体が非日常的なものですし、重い決断をしなければいけないということもあって、日常とは違う生活を強いられるという点で、精神的にも肉体的にも後で重みを感じたということでしょうか。

裁判員経験者1：はい。全く意識はなくて、やってきたぞって感じだったんですけども、体は違いましたね。

司会者：私どもも、それだけ重い仕事を皆様方をお願いしているということを自覚して、これからも日程を組んでいかなければいけないと痛感いたしました。ありがとうございました。

それでは、次の話題に入らせていただきます。

先ほど少し3番の方のお話しの中にも出ましたが、選任手続の日と公判の日の入れ方について御意見を伺いたいと思います。

皆様方の日程表を拝見しますと、3番の方は、水曜日の午前中に選任手続が行われ、昼食を食べてから、その日の午後1時過ぎに裁判が始まりました。他

の皆様は木曜日か金曜日の午前中に選任手続が行われ、翌週の月曜日か火曜日から裁判が始まりました。選任手続の日と裁判が始まる日を同じ日にするか、別の日にするかというところで、同じ日だった方はそれで問題はなかったのか、それとも別の日にできるならその方が良かったと思われるのか、逆に別の日だった方は、選任手続に引き続いて同じ日に裁判が始まった方が良かったのか、それとももっと間の日を空けた方が良かったと思われるのか、それぞれの御感想をお聞かせください。

それでは、3番の方からお願いしたいと思います。

裁判員経験者3：私が経験した日程でいくと、結果的にはそれで良かったのかなと思っています。最初の方は気持ちの整理がつかないところもあったんですが、日程を延ばすとなった場合、その間の何日間は結局もやもやしなればいけないので、やるんだったら早目にやる方が個人的にはいいかなと思います。あと、選任手続の後、その日の午後に裁判というのがしんどいのであれば、先ほども申しましたように、抽選はなしで、事前にどんな内容か分かった上で、あなたはこの事件に携わりますのでこの日に来てくださいという形であれば、さらに気持ちの整理がついた状態で行けるのではないかなと思いました。

司会者：最初の方は気持ちの整理がつかなかったという御発言があったんですが、できたら具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者3：抽選に当たらないと思っていたので、気持ちを入れていなかったというところがあって、そこから実際に裁判の法廷に立つというのはギャップが激し過ぎるというか、真剣に考えているものの整理がつかないということであったので、もうちょっと余裕が欲しかったなと思いました。

司会者：裁判員に選任されて、その日の午後から審理ということになったので、気持ちの切り替えがつきづらいという側面もあったんですかね。

2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：今、選任された日の午後からすぐに裁判という話を聞いて、それはちょっとしんどいなというふうに思っていたところです。私の場合、裁判

員として裁判に臨むんだという気持ちの整理があって良かったと思いました。

司会者：2番の方は、選任手続の後、裁判が始まるまでに土日を挟んでいたと思うのですが、土日を挟むことによって気持ちの整理はつきましたでしょうか。

裁判員経験者2：事件のことや裁判員のこと、法廷ってどんな感じなのだろうかということを考えたりして、期待と不安が入り混じっていたと思います。裁判に臨むという気持ちはできていたと思います。

司会者：裁判に臨む決意はきちっとできたけれども、その過程では不安も持っていらっしやったということですね。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私も同じで、選任手続のすぐ後の午後から裁判となると、やはりちょっとばたばたするかなと思います。選任の日に初めて事件の概要を知ることになるので、その日の午後から裁判と言われても、自分の中で整理ができるか考えると、週をまたいだ方が裁判に臨む決意もできるかなと思うので、間が空いた方がいいと思います。

司会者：裁判員に選ばれてから、裁判の日まで日が空くことによって、逆に不安が増したということはなかったでしょうか。

裁判員経験者1：それはなかったです。

司会者：ありがとうございます。では5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：抽選を終えて、すぐに裁判が始まったという方のお話を聞いて、個人的にはそれはつらいなって思いました。

司会者：ありがとうございます。

では、選任手続と裁判が始まる日が別の日だった方にお伺いしたいのですけれども、お仕事の関係や御家庭との関係を考えると、調整する日はどの程度あった方がいいですか。

裁判員経験者2：私はそれも織り込み済みで来ましたので、いつでもかかってこいという感じでした。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：私も2番さんがおっしゃられたとおり、通知が来たときに調整

しましたので、個人的には問題ありませんでした。ただ、実際に決まったときに、そこから調整される方がいらっしゃるのであれば、土日だけより、営業日が二、三日ですとか、1週間程度あれば、仕事の調整はつけやすいかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

(休憩)

司会者：それでは、再開します。非常に貴重な御意見をいただいておりますが、検察官、弁護士また裁判官から質問がありましたらお願いしたいと思います。

白井検察官：検察官から御質問させていただきます。検察官の冒頭陳述に関することです。冒頭陳述は、証拠によって証明しようとする事実ということで、平成21年に裁判員裁判が始まった当初は、例えば殺人事件であれば、こういうやりとりがあって、殺人の行為が起こる前にどういうやりとりがあった、どういう経緯でこの包丁を持ち出したというように詳しく冒頭陳述をさせていただいていました。ところが、そういう形の評判が良くなかったこともあって、段々集約されてきたのが今の冒頭陳述の形です。思わせぶり冒頭陳述と言っているのですが、これからこの行為、例えば殺人事件だったら包丁で刺す前にどういったやりとりがあったのか、これから皆さんがこの法廷で被害者の方の話をよく聞いてくださいといった、感じで行うものです。そういった思わせぶり冒頭陳述という形では物足りないと思われるところがあるのかということをお聞きしたいと思います。

司会者：分かりやすく映画で例えますと、これから法廷で見ていただく証拠の内容が映画の本編だとすると、従来は、本編が始まる前に大まかな粗筋を全部示して、それを見てから本編に臨んでくださいというやり方でした。それに対して今のやり方は、本編は本編で見てもらいますので、本編を見るに当たって、この部分が大事なのでこの部分に注目して見てください、そして本編に臨んで

ください、ここが本編を見ていただく上での見どころですというところを示して、その上で本編を見ていただくというやり方に変ったということです。そういう今のやり方を、思わせぶりな冒頭陳述というふうに言っているのですけれども、皆様はその冒頭陳述に基づいて審理をされたと思うので、もっと最初に粗筋的なところをもう少し詳しく知っておいてから、本編の証拠関係を見た方がいいと感じられたかどうかという御質問です。

では1番の方からお願いします。

裁判員経験者 1：どちらがいいというのは分からないんですけども、私は自分が参加した裁判の冒頭陳述に対して分かりづらいと感じたことはなかったです。いただいた資料もとても簡潔にまとめられていて、非常に分かりやすいと思いました。

司会者：後から見聞きした証拠は、冒頭陳述よりも内容が多かったと思うのですが、そんなに内容が多いのだったら、あらかじめもう少し詳しく教えてくれても良かったのというふうに思いませんでしたか。

裁判員経験者 1：多分、先に示されても、一度に覚えることは不可能なので、やはりその時々で示していただける方が分かりやすいと思います。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私も初めてですので、こういうものなんだなという気持ちで聞いていました。詳しい方がいいのかどうかという辺りは、正直分かりません。

司会者：確かに比較の対象がございませんよね。今回御担当された事件の検察官がした冒頭陳述における事件の見方や着眼点の説明があれば、後の本編である証拠を十分に理解できたのか、といった点はいかがでしょう。

裁判員経験者 4：別に不足は感じなかったですね。

司会者：2番の方はいかがでしょうか。

最初に検察官が冒頭陳述で、今回の事件の見方ですかポイントを示してくれば、後の証拠についてはそれが自分なりにきちんと理解できるのか。それとも後の証拠を理解するためには、最初の段階でもっと詳しく説明してくれな

ければ分かりづらいと感ずることがあるのかという辺りです。

裁判員経験者 2：私は正直、冒頭陳述はこんなに短くていいのかなという感じはしましたが、ただ、ポイントが絞られていたので、裁判員裁判なので分かりやすいようにしてくれているんだなと思いました。

司会者：ありがとうございます。検察官よろしいですか。

白井検察官：はい。ありがとうございます。

唐崎弁護士：弁護人からも、冒頭陳述と弁論についてお聞きしたいと思います。

皆様は自分の裁判の分しか見ていないと思うんですけど、検察官の冒頭陳述や論告は形式面はほぼ統一化されています。事案に応じて中身の個性はあると思うんですけど、カラフルに分かりやすく配置されたA4のペーパーを配って、それを淡々と説明していくというやり方が一般的です。これに対して、弁護人の場合は、弁護士は自営業者なので、人それぞれでやり方が全然違っていたりするんです。4年前にこの意見交換会に来たときには、弁護側の冒頭陳述と弁論の評判が非常に悪くて、4年経ったらさすがに良くなっているだろうと思っています。皆様にとって弁護側の冒頭陳述と弁論は分かりやすかったですか。

司会者：検察官の冒頭陳述と論告は、大体A4ないしA3で箇条書きされていて、スマートにまとまっていると思います。一方、弁護人は皆様が御担当された事件によってそれぞれ違うとは思いますが、かなり違いがあります。アンケート等によりますと、検察官の冒頭陳述と論告については分かりやすい、良かったという意見がかなりを占める一方、弁護人の冒頭陳述と弁論については、そこまでの評価がなされていないという傾向もあるところで、実際に皆様が御担当された事件において、弁護人の最初の説明と最後の説明は分かりやすかったかどうかお聞かせください。

1番の方から、お願いいたします。

裁判員経験者 1：分かりやすかったか分かりにくかったかという答えはできませんね。弁護人の冒頭陳述メモ自体は箇条書きで整理されていて、メモとしては分かりやすいんですけども、書いてある内容は、んって感じで、だから何

が言いたいという感じがして。被告人にも被告人なりの事情があって、いろいろなことで追い詰められた上の犯行だったんですよというふうに書いてあるんですけど、いやいや、追い詰められたからといって、被害者からしたら何なのという怒りしかありませんでした。

司会者：書面としてのまとまりは良いけれども、書いてある内容は少し違うのではないかと感じられたということですね。

裁判員経験者 1：そうですね。もっと他の攻め方はなかったのかと思います。

唐崎弁護士：ありがとうございます。

司会者：2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：弁護人が書いてあることを説明するときに何かお芝居みたいな感じでちょっと何かなみたいな印象を受けました。

唐崎弁護士：パフォーマンスがあっただんですかね。

裁判員経験者 2：はい。良いか悪いかは置いておいて、ああ、こういうやり方をするんだと思いました。

唐崎弁護士：それは、やっぱりパフォーマンスをしているというのが見え見えだったということですか。

裁判員経験者 2：そうですね。

唐崎弁護士：ありがとうございます。

司会者：3番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：感想は先ほど皆さんがおっしゃったのと同じです。どちらが分かりやすかったかというと検察官の方が分かりやすかったです。

唐崎弁護士：ありがとうございます。3番の方の事件では、弁護人がパワーポイントを使っていたと思うのですが、パワーポイントはどうでしたか。

裁判員経験者 3：パワーポイントは分かりやすかったです。

唐崎弁護士：実はパワーポイントは余り良くないという意見もあって、後でこの辺りの弁護人の意見はどうだったかなと思っても、探さないといけないというデメリットがあります。今回見せてもらった事件では、パワーポイントの量も

多かったものですから、後であの部分の意見はどこにあったかなという感じになったりすることはなかったですか。

裁判員経験者 3：資料を探すのに手間取っていたという印象はあります。

唐崎弁護士：ありがとうございます。

4番の方や2番の方が担当された事件では、弁護人が、冒頭陳述でいわゆる物語語りかけ方式という、独特のやり方をされていたと思いますけど。これはどうでしたか。

裁判員経験者 4：弁護人は、とにかく刑を軽くしたいんだなという感じがしました。検察官はかなり詳しく説明されるので、弁護側の立場と検察側の立場が違うということを目の当たりにしたというか、テレビでやっているような感じを受けました。

唐崎弁護士：弁護人がこの事件の冒頭陳述でやったのは、今から何年前、何とかさんは男の子を授かって、何とかと名づけました。恥ずかしがり屋で聞きわけがよくて、お母さんが手料理をふるまったり、みんなで家族旅行に行って幸せでした、といった形で、実務家からするとこれは冒頭陳述なのかという違和感があるんです。けど、別に違和感は感じなかったですか。

裁判員経験者 4：特になかったです。どういうふうに育てられたという想像ができたというんでしょうか。

唐崎弁護士：でもこれは冷静に考えれば弁護人の想像ですよ。幸せだったとか手料理をふるまっていたというのは、弁護人の想像で、実際は分からないですよ。そのような冒頭陳述についても、特に違和感はなかったですか。

裁判員経験者 2：私はちょっと思いました。

裁判員経験者 4：私はすんなり受け入れてしまいました。

唐崎弁護士：実務的には、これは余り評判は良くないと言われているんですが、いろいろなんですね。最後、5番の方にもお伺いできますか。

裁判員経験者 5：内容よりもまず、言葉がはっきりしていらっしゃらないというか、下を向いて話をされていたので非常にくぐもっていて、えっという感じだ

ったんです。裁判所でやりとりをするには、言葉が余りに不明瞭ではないかと思いました。文章で見ると違うのですが、内容がちょっと聞き取れませんでした。

唐崎弁護士：ありがとうございます。非常に参考になりました。

司会者：それでは最後に守秘義務について、御感想や御意見をお聞かせください。皆様、裁判長から、評議の内容については守秘義務があるけれども、一般的な感想についてはお話ししていただいて構わない旨の説明を受けられたかと思います。皆様は、裁判員裁判の御経験をどの程度お話になられているのでしょうか。その際、守秘義務との関係で悩まれたりしたことはありませんでしょうか。その辺りの御感想を率直にお聞かせいただければと思います。

2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：最初は、裁判員になったこと自体も話してはいけないと思っていたんですけど、詳しい個人名や事件のことを言わなければ別に構わないということだったので、職場の同僚にお話しはさせてもらっています。普通にお昼を食べているときなんか、こんな感じでしたよと言ったら、みんな、すごく、えっという感じになっていました。守秘義務について全く悩んだりしたことはありません。

司会者：ありがとうございました。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私も守秘義務に対してはそんなに難しく考えていなくて、あくまで法廷で見聞きしたことはしゃべってもいいけど、評議の中の話は一切しないというふうにあっさり割り切っています。事件の内容についてもいろいろ話をしましたけど、その程度です。

司会者：ありがとうございました。3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者3：守秘義務に関して、特段悩んだりすることはなかったです。裁判員をやっている最中も、家族にも特段話さなかったですし、向こうから聞かれることもなかったです。終わった後も、そうなんだで終わる場合にはあえて詳しく話はしないです。興味を持ってくださる方にとっては、それだったら私

も行こうかなということもあったので、時と場合、相手を考えて話をしたという感じですか。

司会者：ありがとうございます。それでは、5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：最初はすごく構えていたんですけども、ここまではしゃべっていい、それ以上はしゃべってはいけないというところを、割と明確に言ってくださったので、家族や友達にも話はしています。すると、周りにも結構最初の案内状は受けたことがあるという人がいて、2回も来たよとか、本当に当たるんだねってという話をしたりしました。

司会者：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：私は最初から言ったらいけないのかなと思っていたので、余り話はしませんでした。それでも、やっぱりずっと会わなかったら、何してるのと言われて、言わざるを得ない場合があるので、裁判長にどこまで言っているのかという質問をしました。そこで、ここまでならいいんだと思って、あと、新聞に出ていた事件なんですよってというようなことは話をしました。

司会者：ありがとうございました。守秘義務といたしましてもそんなに難しいものではございません。社会人としての普通のマナーを身につけていればそれほど難しく考えていただく必要はありませんので、これからも裁判員裁判の御経験について、機会があるごとにお話しただけならありがたいと思っております。皆様方が本日お話しいただいた、こういった御経験を多くの方と共有していただいて、裁判員裁判をより良いものにしていけたらと願っております。

最後に、本日参加された法曹関係者からそれぞれ一言ずつ、感想等をいただきたいと思っております。

白井検察官：本日は貴重な御意見をありがとうございました。今回は検察官が余り責められることはなかったんですけども、やはり捜査が不十分でもう少し証拠が欲しかったとか、この点、分かりにくかったとかいう御意見をいただくこともあります。皆様の御要望に応えられないことも多くて、力不足を感じることもあるんですけども、検察官として、きちんと皆さんに犯罪を見ていた

だいて、被告人に対する適正な量刑を判断していただけるように、これからも努めてまいりたいと思います。

唐崎弁護士：皆さんどうもありがとうございました。本日は、選任手続や審理の日程、守秘義務がテーマということで、まだまだ弁護人の方がうまくできていない部分があって、大阪弁護士会としてこの点をどうするか、なかなか改善策は見出せておりません。どうしても弁護士会というのは組織のようで組織ではなくて、自営業者の集まりでなかなか統一的なことができないということもあって、さっき話に出ました物語語りかけ方式も、良くないと思う人もいれば、良かったと思う人もいて、これが実務的にどうなのかというところはなかなか確立できていませんし、どういう方向性でやっていくかという統一の意見が作れないという部分があります。あと、裁判の性質として、良い情状事実が余りないという事件では、弁護人としては、あえて不幸な生い立ちを言うしかないというものもありますので、情状弁護は難しいのかなとは思っています。

櫻井裁判官：裁判員制度が始まってある程度時間が経っているので、裁判官としても選任手続や審理日程の在り方などについては、いろいろ考えて決めたりしているんですけども、やはり様々な御意見がありますので、どういった形が一番望ましいのかということ、いろいろな御意見があることも踏まえつつ、これからも模索し続けていきたいと思っております。本日は貴重な御意見をいただけてありがたかったです。どうもありがとうございました。

司会者：本日は皆様の貴重な御意見を、御感想をいただきまして大変勉強になりました。本日の皆様の御意見を踏まえて、私ども法曹は裁判員裁判が国民の皆様にとって参加しやすいものになるよう、日程等の工夫、配慮をしていかなければならないと思いました。本日は貴重なお時間いただきまして本当にありがとうございました。

以 上